

令和8年度第1回
新城市都市計画審議会
議事録

- 1 開催日時 令和8年5月26日(火) 午前10時00分から
- 2 開催場所 新城市役所本庁舎 4-2, 4-3会議室
- 3 出席委員 下表のとおり
- 4 議 事 第1号議案「東三河都市計画道路の変更（愛知県決定）について」
第2号議案「東三河都市計画道路の変更（新城市決定）について」
- 5 報告事項 なし

役職	氏名	出欠
愛知大学 教授	戸田 敏行	出席
新城市農業委員会 会長	河合 勝正	出席
新城市商工会 副会長	加藤 栄志	出席
新城市社会福祉協議会 会長	森田 尚登	出席
新城市議会議員	長田 共永	出席
新城市議会議員	浅尾 洋平	出席
新城市議会議員	小林 秀徳	出席
愛知県新城設楽農林水産事務所 所長	青山 義明	欠席
愛知県新城設楽建設事務所 所長	舟橋 愉史	出席
愛知県新城警察署 署長	本藤 幹信	出席

司会（都市計画課 課長 滝川昌幸）

みなさんお揃いになりましたので始めさせていただきます。

会を始める前に、資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては先日郵送させていただいたものになりますが、次第、委員名簿、議案一覧、資料（第1、2号議案関係）、新城市都市計画審議会条例、同運営要綱、同傍聴要綱の合計8点になります。お持ちでない方が見えたら挙手にてお知らせください。

本日の会議は、委員10名のうち、出席委員9名と過半数に達しておりますので、新城市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立することを報告させていただきます。

それではただいまから、令和8年度第1回新城市都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の進行を務めます、都市計画課長の滝川と申します。よろしくお願いいたします。

都市計画審議会につきましては、新城市都市計画審議会運営要綱第5条にありますとおり原則として公開となっております。傍聴につきましては、既定の時間までに申し込みがありませんでしたので、本日の傍聴はありません。本審議会の議事録につきましても、非公開とすべき事由のないかぎりホームページ等で公開とさせていただきます。

それでははじめに、戸田会長よりご挨拶をお願いいたします。

戸田敏行会長

皆さんおはようございます。

令和8年度に入って第1回の新城市都市計画審議会ということでございますので、皆様方の活発なご審議、ご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

今日は2つの議案ということで、いずれも都市計画道路に関するものでございますが、愛知県決定のものと新城市決定のものという2件でございますので、よろしくお願いいたします。

司会（都市計画課 課長 滝川昌幸）

つづいて、次第2に移ります。

年度が替わりまして、委員に変更がありましたので新たに委員になられた方をご紹介させていただきます。

新城市都市計画審議会条例第3条第2項第3号委員新城設楽農林水産事務所 所長 三宅史朗委員に代わり、青山義明委員です。本日、青山委員につきましては、ご都合により欠席のご連絡をいただいております。

同じく第3号委員新城設楽建設事務所 所長 佐藤公康委員に代わり、舟橋愉史委員です。

舟橋愉史委員

舟橋です。よろしくお願いいたします。

司会（都市計画課 課長 滝川昌幸）

同じく第3号委員新城警察署 署長 金子功治委員に代わり、本藤幹信委員です。

本藤幹信委員

本藤です。よろしくお願いいたします。

司会（都市計画課 課長 滝川昌幸）

新たな委員の皆様につきましては、机に委嘱状を配布させていただいておりますのでご確認をお願いいたします。

つづきまして、本日の議事録署名者につきまして戸田会長に指名をお願いいたします。

戸田敏行会長

それでは、議事録署名者には、加藤委員と浅尾委員を指名します。

司会（都市計画課 課長 滝川昌幸）

議事録署名者には加藤委員と浅尾委員が氏名されました。

会議終了後、事務局にて議事録の作成をいたします。加藤委員、浅尾委員におかれましては、議事録の作成ができましたら、改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは次第3議事に入ります。

戸田会長、取り回しをよろしくお願ひいたします。

戸田敏行会長

それでは、議事に入ります。

本日ご審議いただきます議案は、第1号議案「東三河都市計画道路の変更（愛知県決定）について」と第2号議案「東三河都市計画道路の変更（新城市決定）について」の2議案でございます。この議案につきまして、新城市より諮問及び付議されておりますので新城市都市計画審議会としての意見をとりまとめたいと思います。

まず、第1号議案について、事務局に議案の説明を求めます。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

事務局、梅岡と申します。よろしくお願ひいたします。

議案説明にあたり、事前に送付をさせていただいた【資料】をご用意ください。

資料につきましては、1ページか40ページまでが第1号議案資料、41ページから44ページまでが第2号議案資料になりますが、共通資料は第1号議案資料へ入れてあります。

第1号議案の説明の前に、第1号議案「東三河都市計画道路の変更（愛知県決定）」と第2号議案「(市決定)」との関係性について説明いたします。資料11ページをご覧ください。令和8年1月14日（水）に本案件についての住民説明会をおこなった際、配布した資料になりますが、こちらで全体像を簡単に説明したのち、第1号議案に入りたいと思います。

2、変更する都市計画（案）にありますように、現状（変更前）は、東三河都市計画道路3・3・202号栄町線、延長約310m、幅員25mに駅前広場が取り付け市決定されております。これを、東三河都市計画道路3・5・82号栄町線、延長約160m、幅員15m（交差点部17m）に駅前広場が取り付け愛知県決定に変更、また、延長の減った箇所、延長約130m、幅員25mを東三河都市計画道路3・3・203号亀姫通り線とし、市決定するものです。

3、今後のスケジュールにありますように、愛知県決定である栄町線、新城市決定である亀姫通り線についての説明会が1月14日、都市計画案の縦覧を4月10日から24日までの2週間、愛知県庁、新城市役所、また各ホームページにて行い、本日、新城市都市計画審議会へ諮らせていただいております。本日の結果をもって、栄町線は愛知県都市計画審議会、亀姫通り線は知事協議へと進んでいくことになります。

それでは、1 ページへ戻りまして、第 1 号議案「東三河都市計画道路の変更（愛知県決定）」についての説明に入ります。

栄町線は、愛知県が都市計画を決定する路線として進めています。令和 8 年 2 月 24 日付けで新城市から愛知県に対し、都市計画の変更案の申出を行いました。この案に基づき、愛知県が変更計画図書を作成しております。この変更案について、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定に基づき、関係市町村に対し愛知県知事から令和 8 年 3 月 31 日に意見照会がありました。新城市としましては愛知県と相互協力をして都市計画道路の見直しを実施してきたため「異議なし」で回答を予定していますが、その回答案に対する意見を諮問するものが第 1 号議案となります。

2 ページ、栄町線の変更の理由書になります。1. 変更の概要、表中にありますとおり、名称、位置、区域、構造について変更点が整理されております。

2. 都市計画変更の理由とその内容、(1) 都市計画変更の理由、栄町線は、新城市の玄関口である JR 新城駅と中心市街部を結ぶ道路として、自動車のみならず、歩行者が安全・快適に移動いただけるように適切な空間を確保した計画としておりました。これまでに、3・4・31 号町並線との交差点部から終点までの約 130m の区間（通称：亀姫通り）が整備済みとなっていますが、町並線より北側の約 160m の未整備区間については、地域の歴史的資源である浄泉寺（文禄元年（1592 年）創建）の主要建造物が都市計画道路上に存在することから、事業実施上の課題があります。

そのため、今回、栄町線の西側にある既存県道を有効活用し、歩行者利用を中心とした市道として再整備を行うことで、新城駅へ安全に移動可能な歩行者の経路を新たに確保する計画としました。これにより、栄町線から市道へ歩行者利用の一部転換が図られることから、栄町線の必要な機能を確保しつつ道路構造を見直し、幅員を 25m から 15m（交差点部は 17m）へ変更及び道路線形を東へ移動することで、歴史的資源を回避した計画に変更します。

現在、3・3・202 号栄町線は新城市決定路線として都市計画決定されていますが、町並線に境に整備及び管理予定者が異なることから、路線を分割し、町並線より北側は、愛知県決定として 3・5・82 号栄町線、町並線より南側は、新城市決定として 3・3・203 号亀姫通り線に名称を改め、起終点及び延長等を変更します。

(2) 上位計画との整合、東三河都市計画区域マスタープラン（愛知県：平成 31 年 3 月策定）において、当該路線周辺は暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた目標として、「主要な鉄道（軌道）駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。」とされています。新城市都市計画マスタープラン（新城市：令和 2 年 3 月策定）においては、中心核となる市街地の形成として「市の顔となる新城駅前広場、基幹的な道路である都市計画道路栄町線の適切な整備を進めます。」として本路線を位置づけています。

(3) 都市計画変更の内容【3・5・82 号栄町線】愛知県整備・管理予定区間と新城市整備・管理区間を分離することに伴い、終点位置を 3・4・31 号町並線との交差点部までとし、延長を約 310m から約 160m に変更します。

基本諸元、将来交通量は、交通量推計の結果より 1,200 台/日を見込んでいます。道路の区分

は、第4種3級、車線数2車線、設計速度40km/hの道路構造とします。

○幅員構成

●車道部・車道・・・幅員3.0mの2車線を設けます。・自転車通行空間・・・幅員1.5mの自転車通行帯を設けます。・路肩・・・自転車通行帯と歩道の上に幅員0.5mの路肩を設けます。

●歩道部・歩道・・・幅員2.5m(路上施設帯0.5m含む)の歩道を設けます。

以上が、理由書となります。

つづきまして、5ページ、都市計画総括図になります。赤字が栄町線(県決定)、緑字が亀姫通り線(市決定)を示しております。6ページ、計画図です。

7ページ、スケジュールとなりますが、本日の市都市計画審議会の結果をもって、5月下旬市としての意見を回答します。その後、7月上旬県都市計画審議会、8月下旬決定告示の予定となります。

8ページ、平面図、9ページ、交差点計画図、10ページ、縦断図となりまして、こちらも参考図書として縦覧しております。

先ほど簡単にはありませんが説明させていただいた11ページ、住民説明会配布資料、12ページから21ページにかけて説明会で使用したパワーポイント資料(説明の読み原稿付き)になります。

22ページから第2次新城市都市計画マスタープランの抜粋、26ページ(2)中心核となる市街地の形成として、赤のアンダーラインがありませんが、先ほど上位計画との整合で説明しました「市の顔となる新城駅前広場、基幹的な道路である都市計画道路栄町線の適切な整備を進めます。」の記載があります。29ページ、2-2都市施設整備の方針、35ページから重点施策、40ページには、重点施策のイメージが記載されています。新城駅、栄町線、亀姫通りは、公共交通、賑わい、交流の場など大きな役割を果たすと考えております。

以上、内容説明となりますが、17条縦覧において、栄町線について市都市計画課窓口で、1件意見をいただいております。愛知県への意見となりますが、紹介させていただきます。「幅員が従来の25mから15mに縮小されるだけでなく、自動車通行帯が車道との間の停車体1.5mも無くなってしまう。本年4月から、自転車通行への取り締まりが厳しくなっていること、自転車の安全走行を確保すること等を考えると、示されている幅員構成の再検討が必要ではないか。」との意見がありましたので、愛知県へ送付しております。

第1号議案についての説明を終わります。

戸田敏行会長

ありがとうございました。第1号議案について内容説明が終了しました。

説明内容に関し、ご質問はございませんか。

では、ご質問のある方は、挙手をお願いします

はい、長田委員をお願いします。

長田共永委員

まず地元の関係各位のご協力に感謝の方させていただきます。

簡単なことを言うと浄泉寺様のお庫裏にかからないということをまず確認したいんですが、その理解でよろしいでしょうか。

戸田敏行会長

事務局からお願いします。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

庫裏はかかります。本堂にかからないということです。

長田共永委員

庫裏はかかるんだよね。わかりました。

あともう1点なんですが、地元で今まで用地買収にかかるであろうという予定の方がかからなくなったケースはあるのですか。

戸田敏行会長

事務局からお願いします。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

道路幅員が25メートルから15メートル、交差点部17メートルに変更することにより、一部かからなくなった箇所があります。

こういった箇所について、新城駅前、周辺になるものですから、都市計画事業のメニューに都市再生整備事業というものがあります。現在、駅前暫定整備によりコインパーキングを作りましたが、本整備ではなくなってしまうなど、そういったことの代替場所などに充てていけないかと考えているところです。

長田共永委員

改めて地権者の皆様の同意等をとられたと思います。是非ですね、これからもこの変更を地元理解していただけるよう努力の方をお願いします。以上です。

戸田敏行会長

他にはよろしいでしょうか。 はい、浅尾委員をお願いします。

浅尾洋平委員

こういった道路を拡幅することで街を良くする目的でやられているということは理解しております。その上で、やはり地元住民も一緒にこういった事業に参画しながら、理解を得られるということも、一方ですごく大事なことだと考えています。まず、1月14日に住民説明会をされたということですが、そこでのご意見はどのようなものがありましたか。また、対象者にどういった形で呼びかけて、説明会をされたのか。その状況を教えていただければと思います。

戸田敏行会長

事務局からお願いします。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

説明会の周知方法ですが、関係行政区へ回覧、町並線も含めた対象地権者の方へ郵送、また市ホームページ、広報ほのかへ掲載をしております。

出席者につきましては、直接の地権者の方 19 名、一般参加者 13 名の合計 32 名の方に参加していただきました。

主な意見ということですが、事業としてはずっとストップしておりました。なので、今このタイミングでなぜ進めることになったのかといった内容の質問がありました。

それについての回答ですが、大きな要因は、2 つあります。平成 30 年に愛知県都市計画道路見直し方針が示されたことが 1 つ、また、やはり重要なのが、地権者の方の完全な同意ではないのですが、概ねの同意をいただいたものですから、次のステップに進みたい、都市計画変更の手続きに入りたいという話をさせていただきました。以上です。

浅尾洋平委員

ありがとうございます。概ね地権者の方の同意が取れて、こういった声を聞きながら説明会をされたということで理解をいたしました。あとは、特にそこでは大きな反対だとか、そういったものはなかったんじゃないかなというふうに今、理解をしております。

あと、気になるところが、特に浄泉寺さんの 3 分の 1 ぐらいは変更しても道がかかるかなというふうに感じたんですが、そこら辺の、この檀家さんも含めて、周りの歴史ある建造物ですので、そこら辺を理解して、同意も含めてクリアできるのかなと心配なんです、その辺の認識の方はどのように考えていますか。

浄泉寺さんのかかるかからないってところも含めて、檀家さんとか、今回の変更で理解が得られているのか、そこら辺の状況を教えてください。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

詳しくはやはり交渉の内容になるものですから、すべては話せませんが、檀家総代さん含めて、先ほどの庫裏の復元、再建案というものを概ね示したというところでは。

また、物件調査等にも入らせていただきましたが、影響範囲をはっきり出すためにも、やはり次の予備設計、用地測量等に進むということへの了承をいただいたということです。

浅尾洋平委員

はい、わかりました。概ね理解の上でまた、今後具体的には、イメージ含めて、図とか予備設計をやって、理解を得ていくと理解をしました。

あとは用地買収の件数とかも、あと何件残っているのかとか、同意が得られているのかとか、そういった状況もわかる範囲内で教えていただきたいと思います。

どんな事業でも計画変更とかがあって進めていくというのは、いいと思いますけど、やはり最終的にはこの地権者の同意がないと事業というのは、進められない状況があるかと思いますが、そこら辺をみんなが納得して進めていく事業にしていければと思っておりますので、そのあたりの状況、わかる範囲内でいいですので教えてください。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

対象地権者という表現がいいのかわかりませんが、計画道路に隣接した方、説明会案内を郵送した件数は、37件となります。すべての方に同意を取ったわけではございませんので、これから、測量、設計等しながら、ご理解をいただけるよう進めていくことになると思っております。

戸田敏行会長

ありがとうございます。他にありますでしょうか。はい、森田委員お願いします。

森田尚登委員

計画の変更は致し方ないということで、動いているように思うんですけども、当初計画から今回の変更までかなり時間が経ってますね。そうするとその時間軸の中で、今の時代に合った計画だということをPRできるような理由づけとか、メリットというのを盛り込んでいかないと、思うようにいかなかったから計画変更になったのかというような捉え方をされてしまいますので、計画を推進する側としては今回の計画が現時点でベストであると訴えられるような、何かメッセージがあるといいなと思ったんですがその辺お考えでしょうか。

戸田敏行会長

事務局からお願いします。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

基本的には、現状に合った最小の幅員です。

今の交通量などを考えたときに25メートルというのは、やはり過大だということです。現状の交通量に合わせた幅員構成にし、周辺の方への影響を小さくする変更をしたい。

あと、ウォークアブル的な観点から、歩行者空間、自転車通行帯は確かに広いに越したことはないんですけども、それらは周りの道路で補うことができると考え、先ほど話に出しました都市再生整備事業を活用しながら、周辺道路の歩行空間へといったものを考えながら、時代に合った整備をしていきたいと考えます。

森田尚登委員

代替として既存道路の再整備、活用ということなんですが、そうすると歩行者がまっすぐ直進するわけではなくて曲がって亀姫へ入りますよね。その動線というのはいま機能させられるのでしょうか。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

そうですね自由にどこを歩いていただいてもいいわけですし、入っていけるような道が、左右東西から1ヶ所、2ヶ所ありますので、その辺については、スムーズに合流できるような形をとりたいと思いますし、検討もしたいと思います。

森田尚登委員

地元の皆さんの説明会に合わせて、ホームページ等々で縦覧をというふうに説明があったわけですが、縦覧の閲覧数とか、そのカウントというのはとらえてますでしょうか。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

直接縦覧にこられた方は1名、意見を出されたのも1名ということです。
ホームページへのアクセスは、62件です。

森田尚登委員

その数字をどう見るかだと思うのですが、やはり一番心配するのは、市民の皆さんに後押しをしてもらって計画が前へ進むといいなど。そこを一番に感じるものですから、何とかクリアできるように、強引に前へというのではなくて、手間暇を惜しまない対応をぜひお願いしたいと思っております。以上です。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

市民の皆さんに後押ししていただけるよう努力していきます。

戸田敏行会長

はい、他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは質疑を終了して、これより審議会としての意見を取りまとめたいと思います。

個別には、これからこういうふうに進めて欲しいというご意向があったように思いますが、全体としては、「愛知県決定に対する市の意見には異議なし」ということで、本審議会に取りまとめる意見として、「東三河都市計画道路の変更（愛知県決定）に対する市の意見については妥当」ということでいかがでしょうか。

（「意義なし」の声あり。）

はい、ご異議ないものと認めます。

それでは、「東三河都市計画道路の変更（愛知県決定）に対する市の意見については妥当」ということで、本審議会の意見とさせていただきます。

続きまして、第2号議案について、都市計画の決定として、新城市より付議されておりますので審議をいたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

第2号議案「東三河都市計画道路の変更（新都市決定）」についての説明させていただきます。資料は40ページの次、栄町線との共通資料は除いた計画書、17条理由書、策定の経緯を付けさせていただきます。

亀姫通り線は、新都市が都市計画を決定する路線であるため、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、新都市都市計画審議会に付議するものです。

41ページ、計画書になります。

42ページ理由書にて説明させていただきます。1. 変更の概要、名称、位置、区域、構造について変更点が整理されております。栄町線と同内容です。2. (1) 都市計画変更の理由、現在、3・3・202号栄町線は新都市決定路線として都市計画決定されていますが、町並線を境に整備及び管理予定者が異なることから、町並線より南側は、新都市決定として3・3・203号亀姫通り線、町並線より北側は、愛知県決定として3・5・82号栄町線に名称を改め、起終点及び延長等を変更します。なお、愛知県決定区間においては、栄町線の西側にある既存県道を有効活用し、歩行者利用を中心とした市道として再整備を行うことで、栄町線の必要な機能を確保しつつ、幅員変更及び道路線形を東へ移動することで、歴史的資源を回避した計画に変更します。

(2) 上位計画との整合、(3) 都市計画変更の内容については、第1号議案の栄町線と同様となります。

ここまで、都市計画の手続きとして、愛知県への事前協議を提出し、令和8年3月31日付けで「異存ない」旨の回答をいただいております。これを受け、市民全体への17条縦覧を行い、意見等はございませんでした。

以上、第2号議案の説明を終わります。

戸田敏行会長

第2号議案について内容説明が終了しました。

「東三河都市計画道路の変更（新都市決定）」について」の説明内容について、質疑を行いたいと思います。本議案は付議議案のため、委員の意見をいただくものではございません。そのため、意見ではなく、本議案に対する質問に限らせていただきますので、よろしくをお願いします。

では、ご質問のある方は、挙手をお願いします。はい、浅尾委員をお願いします。

浅尾洋平委員

今回、愛知県と新都市に分離するという決定の内容かと思いますが、その分離する前の今の状況はどこが管理しているのか、そこら辺の整理について、また、どういう状況から分離することになったのかという経緯を教えてくださいと思います。

戸田敏行会長

事務局からお願いします。

事務局（都市計画課 副課長 梅岡芳尚）

現状、市決定で310メートル決定されおり、新城市の管理であります。

資料11ページ、参考平面図を見ていただくと、ピンク色部分が県道新城停車場線であり愛知県が管理しています。栄町線整備にあたり、ずっと以前から、こちらの新城停車場線整備に代わり栄町線整備を愛知県さんで施工していただきたいとお願いしてまいりました。こうした経緯から、整備区間、管理区間を明確とするため、このような決定区間としております。

亀姫通り線の市決定区間は、市で整備行いましたので、引き続き市決定、管理を行っていきま。ただ、愛知県決定、新城市決定で同じ名称を使うのはわかりづらいため、新規に亀姫通り線を起こしたという形です。

戸田敏行会長

はい、他にご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。

いずれも今日の議案というのは県決定の部分と市決定の部分になりますけども、新城市にとって非常に重要な場所だと思いますし、説明の中にもありました軽トラ市とかですね、その街を活性化する舞台にもなっているところですから、これがより街の将来に繋がるように展開できればと思いますが、議案としては質疑を終了して、これから審議会としての採決に入ります。

東三河都市計画道路の決定（新城市決定）については、原案のとおり可決するということにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

はい、ありがとうございます。

異議なしとのご意見でしたので、東三河都市計画道路の変更（新城市決定）については原案のとおり可決ということで、本審議会の意見とさせていただきたいと思います。

以上をもちまして本日の審議は終了しました。

本日、審議会に諮問及び付議された案件の議決報告につきましては、文書作成後、新城市長宛に報告、提出しますので、ご承知おきのほどよろしくお願いたします。

以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

審議運営にご協力いただきまして、ありがとうございます。

【議事終了】

5 報告事項

なし

その他事務連絡

（閉会 午前10時40分）

以上、本議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名者はここに署名する。

令和8年6月15日

新城市都市計画審議会

会 長

戸田 敏行

議事録署名者

加藤 栄志

議事録署名者

浅尾 洋平